平成２５年（フ）第７９６号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬21番404号
債務者　吉田　　学
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８２９号
福岡市博多区美野島２丁目23番３号
債務者　瀬戸口拓也
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８３２号
福岡市中央区小笹５丁目４番67―220号
債務者　山根　やす
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６０号
福岡市博多区諸岡３丁目15番11―201号
債務者　馬場　真悟
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６９号
福岡市南区大橋団地３番607号
債務者　末松　義仁
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８７０号
福岡市南区大橋団地３番607号
債務者　末松裕美子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９８号
福岡市東区城浜団地35番106号
債務者　本松　英子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋334番地１ウイングＦＵＪＩ301号
債務者　福野　　専
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０８号
福岡市東区香椎２丁目41番６号
債務者　瀬山　麻子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０９号
福岡県糸島市井田461番地
債務者　尾形　佳誠
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１０号
福岡市西区愛宕１丁目27番15―102号
債務者　岩永　倫明
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２２号
福岡市中央区小笹３丁目16番８―606号
債務者　松尾　和博
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３３号
福岡市西区愛宕２丁目10番４―902号
債務者　古村　　仁
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３６号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―302号
債務者　吉田　雄太
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４１号
福岡市南区長住３丁目13番302号
債務者　武内記佐子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４３号
福岡市南区井尻３丁目８番30号
債務者　城戸　　努
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４６号
福岡市博多区東比恵２丁目17番23―605号
債務者　小泉　憲一
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５４号
福岡市中央区赤坂３丁目９番28―703号
債務者　関　　照美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部